



森とおる NEWS

森とおる
事務所発行

東京都豊島区上池袋3-46-2
東京都豊島区南大塚1-19-3

自宅 〒170-0005 東京都豊島区南大塚2-6-12 TEL 03(6912)0135

要介護認定で障害者控除

介護保険の要介護認定で、障害者手帳がなくても障害者控除が受けられます

65歳以上が対象者です 全国で数百万人に可能性が あります

65歳以上で要介護認定を受けている人は、障害者手帳を持っていなくても、区市町村に「障害者等認定申請書」を申請すれば、「障害者控除対象者認定書」の発行を受けられる可能性があります。

この認定書には、普通障害と特別障害があり、特別障害とは重度の方で、税の控除額が大きくなっています。(左に掲載)

厚生労働省の事務連絡によると「要介護認定に係る情報等」を参考にできると

しています。(「高齢者の所得税、地方税上の障害者控除の取扱いについて」2002年8月1日)

認定基準は、その年の12月31日です。最大5年間さかのぼって控除を受けられます。

豊島区でも介護保険の要介護認定の資料で審査し、

認定書を発行しています。しかし、この仕組みは広く

周知されていないために、多くの人が知らないため、申請していないというのが実態です。

全国で要介護認定を受けた65歳以上の人は2019年10月末時点で約655万人いますので、多くの人が障害者控除を受けられる可能性があります。

65歳以上の寝たきり、ま

障害者控除

所得税の控除額 (1人あたり)

- ・障害者 27万円
- ・特別障害者 40万円
- ・同居特別障害者 75万円

住民税の控除額 (1人あたり)

- ・障害者 26万円
- ・特別障害者 30万円
- ・同居特別障害者 53万円

区分	認定基準
障害者	介護保険法に基づく要介護または要支援認定調査(以下「要介護認定調査」)で認知症高齢者の日常生活自立度判定基準に基づく認知症の程度(以下「認知症の程度」という。)がⅢと判定された人
特別障害者	要介護認定調査で認知症の程度がⅣまたはMと判定された人 要介護認定調査で障害高齢者の日常生活自立度(寝たきり度)判定基準に基づく寝たきりの程度がCと判定された人

(所得税法施行令及び地方税法施行令の規定に基づく障害者等の認定に関する要項より)

たは認知症の高齢者についての認定基準を表に紹介しました。認知症の程度や寝たきり度によって認定されます。

5年分さかのぼり

29万円が還付された実例

Aさん(83)の妻(80)は徐々に認知症が進み、2019年2月には重度の要介護4になりました。

Aさんは役所を訪れて、担当者に介護保険の要介護認定結果の通知書を見せて、障害者控除対象者認定書の発行を申請しました。すると後日「認定書の対象者なので発行します」と回答があり、過去5年分の認定書を受け取りました。

Aさんは税務署に行き、過去5年分の確定申告書の写しと認定書を添えて所得税の還付を申請したところ、所得税と住民税合わせて約29万円が還付されました。

認定書の申請方法や基準について詳しくは私にお問い合わせください。